

F A X送信のお知らせ本日2度目 2017'1.25

東京地裁民事35部御中

岩崎慎 裁判官殿

送信者 渡邊秀一草加市新里町1020

電話&FAX 共通 048-925-5303

早速ですが、昨日、2017年1月24日

原審 東京地裁平成28年(ワ)42965号の判決に対し
控訴しました。

仮番号：平成29年(ワネ)116号の訴状ですが、
請求の趣旨 1原審判決を取り消す。

2補正した本訴請求と第3条の
(謝罪条件1と2、救命様式1)
を実行せよ。

3原審費用と告訴費用は被告の
負担とするとの裁判を求める。

とあります。その中で、

上記の2に続く「第3条」の表示を「第4条」
に改め、以下の控訴内容と符号して訂正します。

平成28年12月28日の原告の補正命令は、

(1.請求の趣旨及び原因の特定)

括弧の中は、13文字だけある。

これ、丁寧な説明とはいえない。

民事訴訟規則第53条から殆ど字数を減じたもの！

抽象的な法文から、更に減じたもの！

補修は、どんどん

やらせてみなけりゃわからない。

尚、東京高等裁判所の担当の方にも訂正の件

引き継ぎ、お願い致します。

2017'1.25
13:20

平成28年(ワ)第42965号

原告 渡邊秀一

被告 日本民間放送連盟 外

補 正 命 令

上記事件について、原告は、本命令送達の日から14日以内に次の事項について補正せよ。

- 1 請求の趣旨及び原因の特定

平成28年12月28日

東京地方裁判所民事第35部

裁 判 官 岩 崎 慎

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 中 島 洋



第二編 第一審の訴訟手続

第一章 訴え

(訴状の記載事項・法第百三十三条)

第五十三条 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因(請求を特定するのに必要な事実をいう。)を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。

- 2 訴状に事実についての主張を記載するには、できる限り、請求を理由づける事実についての主張と当該事実に関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。
- 3 攻撃又は防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねるものとする。
- 4 訴状には、第一項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号(ファクシミリ)の番号を含む。)を記載しなければならない。